

平成 28 年分確定申告（平成 29 年度住民税）における

熊本地震による 被災者の雑損控除計算書作成会 を行います

地震により住宅や家財に損害を受け、次の①または②に該当する人は、雑損控除をはじめとした平成 28 年分の所得税（平成 29 年度住民税）の軽減等の措置を受けられる場合があります。

- ①平成 28 年中の所得計算において所得税が課税になる人
- ②税務署から個別相談による案内通知が送付された人

事前に雑損控除計算書作成を

確定申告期（平成 29 年 1 月～3 月）は大変な混雑が予想されますので、事前に個別相談による雑損控除計算書作成会が開催されます。役場で申告を予定している人で事前に作成していない場合、申告書作成にかなりの時間を要し、長時間お待ちいただく場合があります。雑損控除を申告される人は必ずご出席ください。

税務署から個別相談の案内通知が届いた人は、内容をよくご覧になり、必要書類をご持参ください。

期 間

平成 28 年 11 月 30 日（水）～12 月 22 日（木）
平日午前 9 時～午後 3 時

※案内通知には、日時が指定されております。
できるだけ指定日時にご出席ください。

場 所

熊本東税務署 3 階大会議室
（〒862-8702 熊本市東区東町 3 丁目 2 番 53 号）
☎096-369-5567

※作成会では、**雑損控除計算書の作成のみ**を行います。
税の軽減を受けるためには、確定申告期に提出する所得税の確定申告書または住民税申告書に、今回作成する雑損控除計算書を添付する必要があります。

☎熊本東税務署 ☎369-5567

国保税の納付確認書を交付します

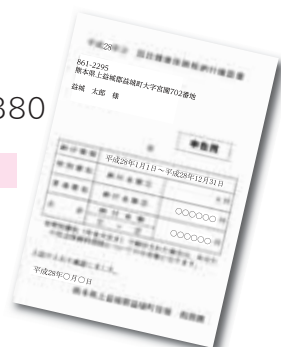
☎税務課住民税係 ☎286-3380

申告で社会保険料控除として使用する国民健康保険税の納付確認書は、例年 1 月下旬に郵送していますが、年末調整で早めに必要な人には、随時役場税務課窓口で交付しています。

窓口交付に必要なもの

- ① 本人確認のための身分証明書
- ② 12 月中に納付した分の領収書

※納税義務者と別世帯の場合は委任状



4 月以降にお支払いの

介護サービス利用料の払い戻しを行います

☎いきいき長寿課介護保険係
☎286-3114

熊本地震で被災し、介護サービス利用料の免除証明書の交付を受けた人に対し、4 月以降支払った介護サービス利用料の払い戻しを行います。

対象者には、11 月下旬以降に申請書類を郵送します。

対象者

次の要件をすべて満たす人

- 介護サービス利用料の免除証明書をお持ちの人
- 平成 28 年 4 月以降に介護サービス利用料の払い戻しを介護サービス事業所等から受けていない人



払戻対象

○平成 28 年 4 月から免除となるまでに既に支払った介護サービス利用料

※介護サービス事業所等から払い戻しを受けた額や高額介護サービス費を支給された額は除きます。

※食費・居住費は除きます。

申し込み

○申請書類に必要な事項を記入し、領収書を添えていきいき長寿課へ郵送してください。

※領収書はコピー不可

【送付先】〒861-2295 益城町大字宮園 702
いきいき長寿課介護保険係宛て

※町が対象者に A T M を操作させて手続きを行うことはありません。還付金詐欺に注意してください。